



横浜市中小企業融資制度

経営改善に取り組む

市内中小企業の皆様へ



新型コロナウイルス 伴走支援特別資金

融資額
6,000万円まで

拡充

信用保証料
0(ゼロ)

据置期間
最大5年間

<<<既存の借入からの借換可能です!>>>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業が、金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組める融資です。
信用保証料を国と横浜市が全額負担します。

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷

【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、神奈川、東日本、大光、静岡中央

【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資・伴走支援の流れ

- 1** お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。
※融資の申し込みに必要な納税証明書などの発行手数料が減免（無料）となる場合があります。
申込
- 2** 金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定します。
計画策定
- 3** セーフティネット保証(SN) 4号・5号を利用する場合、金融機関が、事業者の皆様代わりに代わって、横浜市に認定申請を行います。
認定
- 4** 金融機関は融資の審査後、横浜市信用保証協会に保証申込を行います。
融資審査
- 5** 横浜市信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。
保証審査
- 6** 金融機関は融資を実行します。
融資実行
- 7** 金融機関は、経営の状況を確認し、必要に応じて、経営行動計画の実行のため、追加的な経営支援を行います。
伴走支援

申込要件

経営行動計画を策定した次の1～3いずれかの市内中小企業者

1.SN4号(新型コロナの影響)の認定を受けた方

2.SN5号(売上高等の減少)の認定を受けた次の(1)(2)いずれかの方

(1)売上高等減少率が15%以上の方

(2)(1)を満たさず、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が、令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等より15%以上減少している方

3.SN4号・5号いずれの認定も受けていない次の(1)(2)いずれかの方

(1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高より15%以上減少している方

(2)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高より5%以上減少し、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等より15%以上減少している方

内容

融資額:6,000万円以内

融資期間:10年以内(うち据置期間5年以内)

利率:1年以内0.9%以内/3年以内1.2%以内/5年以内1.4%以内/10年以内1.6%以内

信用保証料:ゼロ

【認定の問合せ】横浜市経済局金融課

電話:045-671-2592 FAX:045-664-4867

Email:ke-kinyu@city.yokohama.jp

8:45～17:15(土日祝日・年末年始を除く)

所在地:横浜市役所(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

(令和4年4月に、認定窓口は横浜情報文化センターから横浜市役所に移転しています)